

実質化された人・農地プラン（令和2年度見直し）

| 市町村名 | 対象地区名／地域名 | 当初作成年月 | 直近の更新年月日 |
|------|------------------|---------|-----------|
| 青森市 | 滝内 (三内・孫内・岩渡) | 平成25年1月 | 令和3年3月26日 |

1. 対象地区の現状

基盤整備未実施の水田が多く、条件不利な中山間地域であるため農地流動化が進みにくく耕作放棄地がみられるほか、農業者の高齢化が進み若い世代の農業者が不足していることから、後継者未定の農業者の耕作面積が多くなっている。水稲＋施設野菜の複合経営による意欲的な認定農業者が育成されており、認定農業者が主体となって集落ぐるみで農地保全活動に取り組んでいる。

| | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 地域内の耕地面積 | 183.5 ha |
| ② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 106.7 ha |
| ③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 99.9 ha |
| 1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 73.4 ha |
| 2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.1 ha |
| ④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 53.0 ha |

2. 対象地区の課題

| 課 題 | 概 要 |
|----------------|--|
| ① 基盤整備に関する課題 | 安定的な用排水の確保のため、基盤整備を実施する必要がある。 |
| ② 耕作放棄地に関する課題 | 農地の集約化を図るとともに、耕作放棄地の解消や未然防止を図る必要がある。 |
| ③ 農地の集約化に関する課題 | 今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも50歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、若い世代の新たな農地の受け手の確保が必要である。 |

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関との連携し、基盤整備の実施を行いながら、分散錯圃や耕作放棄地の解消を図っていく。

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

集落ぐるみでの農地保全活動を継続していくほか、規模拡大志向の未認定の農業者に対しては、農業経営改善計画の作成指導等を実施し、認定農業者へ誘導するとともに、新規就農の促進に努める。既存の認定農業者に対しては、各農業経営改善計画に対する進捗状況を把握し、関係機関と連携しながら目標達成まで支援するとともに、農地の流動化に関しては、基盤整備の実施や耕作条件の良好な農地を選定することにより、中心経営体に農地が利用集積されるよう努める。また、法人経営体にあつては、6次産業化により経営安定を図り、個人経営にあつては、農地の集約化による低コスト化を図るとともに、集落営農組織の法人化への誘導や施設野菜の生産性の向上及び高付加価値化・6次産業化を図り農業経営の安定化に努める。

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

| | |
|------------|------|
| ○経営体数 | 9経営体 |
| 法人 | 2経営体 |
| 個人 | 6経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 1組織 |